

議案第74号

さいたま市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市役所の位置に関する条例（平成13年さいたま市条例第1号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第 1項の規定に基づき、さいたま市役所の位置を次の とおり定める。 さいたま市 <u>大宮区北袋町1丁目603番地1</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第 1項の規定に基づき、さいたま市役所の位置を次の とおり定める。 さいたま市 <u>浦和区常盤6丁目4番4号</u>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。